

2018年11月19日

みずほ銀行 環境審査ご担当部署 御中
みずほフィナシャルグループ 戦略企画部 御中

袖ヶ浦市民が望む政策研究会
石炭火力を考える東京湾の会
認定特定非営利活動法人気候ネットワーク

貴行における石炭火力発電事業への対応方針に関するお願ひとご質問

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴行におかれましては、赤道原則に署名されており、また「特定セクターに対する取組方針」を定め、慎重に取引を判断することで、環境・社会への負の影響を低減・回避するよう努めることを謳われております。石炭火力発電所に関しましても、以下の方針を掲げられています。

主として温室効果ガス排出に関わる技術が、同等のエネルギー効率を持つ実行可能な代替技術と比較しても、経済合理性を踏まえて適切な選択肢であるか等を検証したうえで、与信判断を行います

方針を策定・開示されたことは、貴行が、気候変動の影響の大きさ、そして世界的な脱石炭の流れを理解されている表れと歓迎しております。

その一方で、現在日本で計画されている大型石炭火力発電所は省エネ法で発電事業者に要求されているBATを満たす超々臨界であり、上記方針であれば、貴行はなお融資を続けるものと理解されます。

私たちは、袖ヶ浦市中袖に建設予定の「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所」の計画に対して、地域の大気汚染の悪化や地球温暖化に対する影響について大きな懸念を抱いており、建設に強く反対をしています。(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所は、貴行が主要銀行として取引されている出光興産株式会社と九州電力株式会社、東京ガス株式会社が共同出資した株式会社千葉袖ヶ浦エナジーによる事案であり、貴行に融資の打診が来る可能性が高いと考えております。仮にそのような場合でも、パリ協定の下で目指される脱炭素社会の実現に向け、融資を差し控えるご決断をして下さるよう強くお願ひいたします。

関連して、今後の貴行の方針につきまして、確認をさせていただきたいことを次頁に取りまとめました。これに対しご回答をいただきたく、お願ひ申し上げます。また、本件について、ぜひ私たちと対話を持っていただきたくお願ひいたします。

お問い合わせ及び、質問へご対応いただける場合の連絡先：

認定特定非営利活動法人気候ネットワーク 東京事務所 担当：桃井
TEL：03-3263-9210 FAX：03-3263-9463 e-mail：tokyo@kikonet.org

末筆ながら、貴行のご発展と、誠実にご対応頂けることを祈念いたします。

敬具

確認・質問事項

1) (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所への融資の可能性

貴行におかれまして、(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所の建設計画に融資を検討される可能性はありますでしょうか。

以下は、検討される可能性がゼロではない場合に、確認をさせていただきたい事項です。

a) 代替案分析について

貴行が署名している赤道原則では、温室効果ガス排出量が CO2 換算で年間 10 万トン超になると見込まれるプロジェクトについては代替案分析を実施することとしています。(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所の年間 CO2 排出量は推計で 1,200 万トン超であり、この対象となりますが、代替案分析はされるのでしょうか。またその結果、融資を見送るという可能性はあるのでしょうか。

b) ステークホルダー・エンゲージメントについて

ステークホルダー、特に地域住民の意見は事業者が優先して配慮すべき事項です。(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所は、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパンが実施した意識調査によれば、8割以上の人々が建設計画を知らず、十分に周知しているとは言い難い状況にあります。その中で、出資者の一つである東京ガス株式会社は、地元の反対運動などを受け、石炭火力発電所の建設には慎重な検討を行うとの立場を示し、石炭火力を考える東京湾の会と直接意見交換の場を設けるなどしており、計画撤廃あるいは変更に対する地域住民の期待は高まっています。

この状況について、貴行はどのように受け止められますか。また改善に向けた支援などをしていただけるのでしょうか。

c) 周辺住民の人権について

現在日本で実施されている環境アセスメントでは、周辺住民への人権等は、評価対象になっていないため、人権に関してどのような検討がされたか不明です。しかし、(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所は、設備容量が 200 万 kW (100 万 kW×2 基) と、東京湾沿岸で計画されている石炭火力発電所の中では群を抜いて大きく、周辺住民への影響は無視できません。この点について、貴行は審査の際にどのように判断されるのでしょうか。

d) パリ協定との整合性について

パリ協定の発効以降、赤道原則に対しても、パリ協定との整合を求める声が世界中から寄せられるようになっています。この状況において、貴行としては、投融資案件審査において、石炭火力（超々臨界）の継続ということとパリ協定との整合性について、今後どのようにお考えでしょうか。

以上

注：ご回答の有無も含めて、いただいた内容(翻訳版も含めて)は公開させていただく可能性があります。